平成２４年（ワ）第３６７１号外　大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原　告　　竹本　修三　　外
被　告　　国　　外１名

被告関電の証拠請求の却下申立書

２０２５年（令和７年）９月５日

京都地方裁判所 第６民事部合議はＢ係　御中

原告ら訴訟代理人
弁　護　士　　中　島　　晃

同　　渡　辺　輝　人
外

被告関西電力は、９月５日になって、新たな証拠（丙５６２～丙５８２）を提出してきた。証拠の標目から一見して、石橋克彦氏の意見書（甲６５９）ないし、その証人尋問（同年１１月２６日に主尋問、２０２５年３月６日に反対尋問を実施）にかかるものと思料される。

このような証拠は、遅くとも、石橋克彦氏の反対尋問までには提出し、反対尋問においてその証拠価値を検証すべきものであり、実際、関西電力代理人の反対尋問は、既に用意してあったこれらの資料に基づいていると思料される。そのように既に用意してある資料をその時点で提出しないのは、尋問の場において資料に対する批判を避けるための行為としか評価しようがない。

更に言えば、石橋克彦氏の意見書は、元々存在しているこれらの資料（特に会議録の類やそれに付随する資料）を前提にしたものであり、そ

れらを批判するものでもある。石橋氏が批判する関係にある資料を、あたかも石橋氏の証言の弾劾証拠であるかのように提出するのは、訴訟行為としての不当性が高い。

これらの証拠の提出は、全体として時機に後れており、被告関西電力による証拠請求は却下されるべきである。

以上